

埼玉不整脈ペーシング研究会会則
(令和4年12月1日改定)

<総則>

第1条 本会は、埼玉不整脈ペーシング研究会と称す。本会は、事務局を 埼玉県日高市山根 1397-1 埼玉医科大学国際医療センター 不整脈科におく。

<目的および事業>

第2条 本会は埼玉県及び周辺地域の不整脈およびペーシングに関する知識と技術の普及・研究の発展をはかることを目的とする。さらには、地域医療への貢献を目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 年2回の学術集会の開催
2. 学術集会記録集の刊行
3. ホームページ運営
4. その他の事業

<会員>

第4条 本会の会員は次のとおりとする。
1. 誉会員
2. 正会員
3. 賛助会員
4. 準会員

第5条 誉会員は特別幹事経験者の中から本会に対する貢献度が極めて高いと認められた者とする。誉会員は幹事会で審議決定され、本会会費を免除される。

第6条 正会員とは埼玉県在住または埼玉県内の医療施設、研究施設に勤務する、医療従事者、医療関連職従事者あるいは埼玉県医師会会員で、本会の主旨に賛同した個人を言う。また、一度本会員となった個人は上記に該当しなくなった場合も本人の希望する限り正会員としての資格を持つものとする。

第7条 賛助会員とは本会の目的に賛同する個人または団体で、正会員の推薦に基づき幹事会の承認を経て、所定の会費を納めたものを言う。準会員とは、賛助会員で団体の場合その団体に属し個人的に本会の主旨に賛同し学術集会に参加を希望する者を言う。

第8条 会員は学術集会に参加し、学術集会に研究成果を発表できる。

第9条 本会に入会しようとするものは本会事務局に申し込むものとする。また、学術集会参加をもって会員の権限を持つ。

第 11 条. 会員は次の場合にその資格を喪失するものとする。1. 退会の希望を本会事務局に申し出たとき。2. 死亡または失踪宣告のとき。3. 本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為があつたと幹事会が決定したとき。

<役員>

第 12 条. 本会に次の役員を置く。1. 当番幹事1名 2. 特別幹事若干名 3. 常任幹事若干名 4. 監査2名

第 13 条. 本会の役員は次の規定により選出する。1. 当番幹事は特別幹事または常任幹事の中から選ぶ。2. 常任幹事は50歳以上となったとき特別幹事とする。3. 常任幹事は本会における発表経歴等を有する会員のうち、幹事の推薦により幹事会の議を経て委嘱する。3. 監査は特別・常任幹事の互選による。

第 14 条. 本会の役員は次の職務を行う。1. 当番幹事は幹事会と学術会議の会務を統括する。2. 当番幹事に支障のあるときは幹事の互選により代理者がその職務を代行する。3. 幹事は会則に従い重要事項を審議決定し、会務を遂行する。4. 監査は会計を監査する。

第 15 条. 本会の役員の任期は次のとおりとする。1. 当番幹事は6ヶ月とする。2. 特別幹事、常任幹事、監査の任期は3年とする。3. 当番幹事以外の役員は引き続き再任を妨げない。4. 幹事会ならびに学術会議を正統な理由なくして連續 6 回欠席した幹事はその役職を解くこととする。

<会議>

第 16 条. 本会の会議は次のとおりとする。1、幹事会 2、新年幹事会

第 17 条. 幹事会は学術集会開催当日、開催1時間前より行い、当番幹事が議長を行う。また、当番幹事が必要と認めた場合これを招集することができる。新年幹事会は毎年 1 月に行い、重要な議題について審議決定する。1 年の会計報告と監査報告を行う。

第 18 条. 会議の議決は出席者の半数を越える賛同がなければならない。

<会計>

第 19 条. 本会の経費は、会費、展示料・広告掲載料・その他の収入をもってこれに

あたる。

第 20 条. 本会の会費は細則の定めるところによる。

＜監査＞

第 21 条. 本会の会計は、学術集会を単位としてまとめ、報告書を作成し、監査役の監査を受け、一年に一度幹事会の承諾を得ることとする。

＜会則の改訂＞

第 22 条. 本会の会則は幹事会の承認を経て改訂する事ができる。

補 則

本会の会則施行に必要な細則は幹事会の議を経て別に定める。

細 則

第1条.

第2条. 本会会費 学術集会時に以下の規定で会費を納入する。 正会員 3,000円／回 賛助会員 50,000円／回 準会員 1,000円／回
名誉会員 会費納入免除

第 2 条.

本会事務局の構成、代表を埼玉医科大学国際医療センタ-不整脈科名誉教授松本万夫、事務局長を埼玉医科大学国際医療センタ-不整脈科教授加藤律史、会計を獨協医科大学准教授中原志朗 とする。

実務担当を 株式会社 アシステ・ジャパン 162-0065 東京都新宿区住吉町 マノア 大栄 1F 代表 江川正幸 (TEL:03-3355-1731)

第 3 条. 会計監査結果は一年に一度、新年幹事会において審議する。

以上

以下余白